

関自貨第1589号
関自監二第 480号

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可
申請の処理方針について」の細部取扱について

平成15年 2月28日
一部改正 平成16年 8月31日
一部改正 平成19年 8月28日
一部改正 平成20年 4月 1日
一部改正 平成25年 3月22日
一部改正 平成25年11月20日
一部改正 平成27年 4月16日

関東運輸局自動車交通部長

関東運輸局自動車業務監査指導部長

平成15年2月28日公示した「標記処理方針」の細部取扱いは下記による。

なお、この細部取扱は、平成15年2月28日公示した「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」についても適用するものとする。

また、本通達は平成15年4月1日より適用することとし、これに伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」の細部取扱いについて」（平成7年6月28日付け関自貨1第62号、関自貨2第439号）は平成15年3月31日限りで廃止する。

記

I. 一般貨物自動車運送事業の許可申請

1. 営業所

(1) について

- ① 自己所有の場合は登記簿謄本等、借入れの場合は概ね契約期間が1年以上の賃貸借契約書等の写しの添付をもって、使用権原を有することの裏付けがあるものとする。賃貸借の契約期間が1年に満たない場合は、

契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有することの裏付けがあるものとする。

② 借入れの場合の登記簿謄本及び建物所有者の印鑑証明書等については、添付又は提示は不要とする。

(2) について

① 都市計画法に抵触しないことの確認については、原則として、申請書を受理した運輸支局において関係都県等の開発部局に照会することとする。

② 農地法、建築基準法等関係法令については、建築確認通知書、農地転用届出書等の添付は不要とし、当該法令に抵触しない旨の宣誓書の添付を求めることとする。

2. 車両数

(1) について

共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠とするもの以外は算入しないものとする。

(2) について

けん引車、被けん引車の保有比率については、最低車両台数基準を上回る部分は制限しないものとする。

3. 事業用自動車

(2) について

リース車両については、契約期間は概ね1年以上とし、当該契約に係る契約書の写しの添付をもって、使用権原を有することの裏付けがあるものとする。

4. 車庫

(2) について

共同使用に係る事業用自動車については、使用の本拠たる営業所において車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所においても車庫が確保されているものとして扱うものとする。

(4) について

1. (1) ①及び②に同じ。

(5) について

1. (2) ①及び②に同じ。

5. 休憩・睡眠施設

(4) について

1. (1) ①及び②に同じ。

(5) について

1. (2) ②に同じ。

6. 運行管理体制

運行管理者が選任されていない営業所については、事業者が運行管理を確実にを行うよう指導することとする。

運行管理の体制を記載した書類は別添様式1及び2を例とする。

(2) について

グループ企業に整備管理者を外部委託する場合は、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）5-3②に規定される要件を満たす計画を有するものとする。

7. 資金計画

- ① 資金計画については、別添様式3-1及び3-2を例とする。
- ② 自己資金には、当該申請事業に係る預貯金を基本とする。ただし、関東運輸局長が認めた場合に限り、預貯金以外の流動資産も含めることができることとする。
- ③ 預貯金額は、申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の提出をもって確認するものとする。
- ④ 預貯金以外の流動資産額については、申請日時点及び処分までの適宜の時点の見込み貸借対照表等をもって確認するものとする。
- ⑤ その他貨物自動車運送事業法施行規則第3条第6号から第8号に規定する添付書類を基本とし審査することとする。

8. 法令遵守

(3) について

- ① 申請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）の起算日は、その処分期間終了後とする。
- ② 業務を執行する常勤の役員（いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含むこととする。
- ③ 悪質な違反とは次のとおりとする。
 - a 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに

足りる相当の理由が認められる場合。

b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。

c 事業の停止処分の場合。

(4) について

① 新規許可事業者に対する許可書交付時等の指導講習は、新規許可事業者自らの安全輸送に対する意識を高めるため、別途定める指導講習会実施要領により、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）の参画を求め実施するものとする。

なお、指導講習の未受講者については、監査方針により厳正に対処するものとする。

② 運輸開始の届出後、1ヶ月以降3ヶ月以内に地方実施機関の適正化事業指導員による巡回指導が実施できるよう運輸支局と地方実施機関とは密接に連携をとることとする。

③ 地方実施機関の適正化事業指導員の巡回指導は、営業所、車庫、車両等の現況確認とともに、関係法令の遵守状況を中心に行うこととする。

9. 損害賠償能力

(1) について

① 任意保険等への加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車が10両以下の貨物自動車運送事業者とする。

② 加入すべき任意保険等の賠償額は、被害者1名につき無制限とする。

(2) について

① 危険物の輸送のほか必要に応じ、貨物の運送に生じた損害に対する賠償について必要な金額を担保することができる保険契約に加入する計画があること。

10. 許可に付す条件等

(1) について

① 霊きゅう運送及び一般廃棄物運送については、行動範囲、運送の客体及び運送方法等が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数の特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基づき、「〇〇運送に限る。」（貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「〇〇運送に限る（貨物自動車利用運送を除く）。」）、「発地及び着地のいずれもが〇〇県（市、町等）の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

- ② 一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、行動範囲が他の貨物運送と極めて異なるなどの特殊性にかんがみ、車両数の特例を設けることとし、貨物自動車運送事業法第59条第1項の規定に基づき、「発地及び着地のいずれもが〇〇県（市、町等）の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」等の業務の範囲を限定する旨の条件を付することとする。

(3) について

整備管理者について、選任したときから15日以内に運輸開始をしなければならない場合にあつては、選任したときから15日以内に整備管理者の選任届を行うよう指導すること。

1 1. 特別積合せ貨物運送をする場合

(1) ア. について

1. (1) ①及び②に同じ。

(1) イ. について

1. (2) ①及び②に同じ。

(2) イ. について

1. (1) ①及び②に同じ。

(2) ウ. について

1. (2) ①及び②に同じ。

(3) について

複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所の自動車の出入口については、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」（昭和三十四年政令第三百二十号）第四条及び第六条第一項の基準に準じて審査するものとする。

(4) について

取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は別添様式4を例とする。

1 2. 貨物自動車利用運送をする場合

(3) について

保管施設の所在地、面積、構造及び付属設備について記載すること。

II. その他

① 「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」

1. (6) について

事業拡大となる申請は、新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行う場合のほか、営業所の新設（増設に限る。）、自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）、運行系統の新設等、事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請をいう。

② 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づく運輸開始前の確認報告について

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認報告は、別添様式5を例とする。

③ 貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づく届出について

ア．一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合の届出書は、別添様式6を例とする。

イ．一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けが終了した場合の届出書は、別添様式7を例とする。

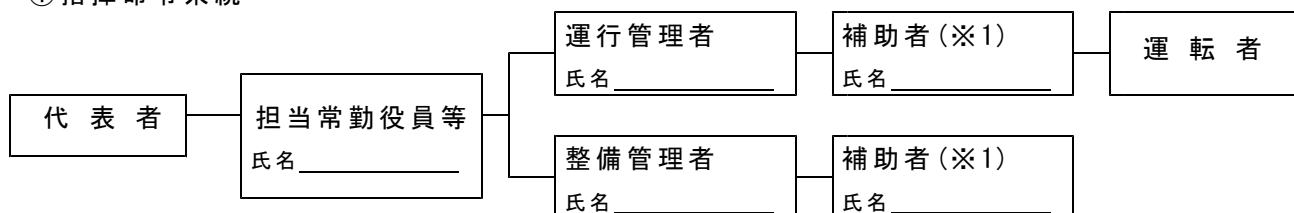
ウ．一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併が終了した場合の届出書は、別添様式8を例とする。

エ．一般貨物自動車運送事業者たる法人の分割が終了した場合の届出書は、別添様式9を例とする。

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制

① 指揮命令系統



② 選任計画

担当常勤役員等	___人	法令試験受験者の氏名 : _____
運行管理者	___人	<input type="checkbox"/> 確保済み (_____ ・ _____) (※2) ・ 勤務時間 (_____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分) } (※3) ・ 休 日 (_____ 日 / 月) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成___年___月___日までに確保予定) (※4) ・ 勤務時間 (_____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分) } (※3) ・ 休 日 (_____ 日 / 月)
運行管理補助者 (※1)	___人	<input type="checkbox"/> 確保済み (_____ ・ _____) (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成___年___月___日までに確保予定)
整備管理者	___人	<input type="checkbox"/> 確保済み (_____ ・ _____) (※6) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成___年___月___日までに確保予定) (※3)
整備管理補助者 (※1)	___人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成___年___月___日までに確保予定) (※3)
常時選任運転者	___人	(様式2) のとおり)
その他従業員	___人	

③ アルコール検知器の配備計画

泊まり運行 有 ・ 無

設置型 : _____ 台 ・ 携行型 : _____ 台

④ 事業用自動車の日常点検計画

点検の実施場所 : _____ ・ 点検の実施者 : _____

⑤ 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)

_____ km

⑥ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

連絡方法 : _____

点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入) -----

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者 (補助者) の移動手段及び所要時分
 移動手段 : _____ / 所要時分 : _____ 分
- ・ 車庫における運行管理者 (補助者) の駐在時間
 出庫時 (_____ 時から _____ 時まで)
 帰庫時 (_____ 時から _____ 時まで)

点呼実施場所が営業所の場合 (※併設されていない場合のみ記入) -----

- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
 移動手段 : _____ / 所要時分 : _____ 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※7）及び事故処理等の体制

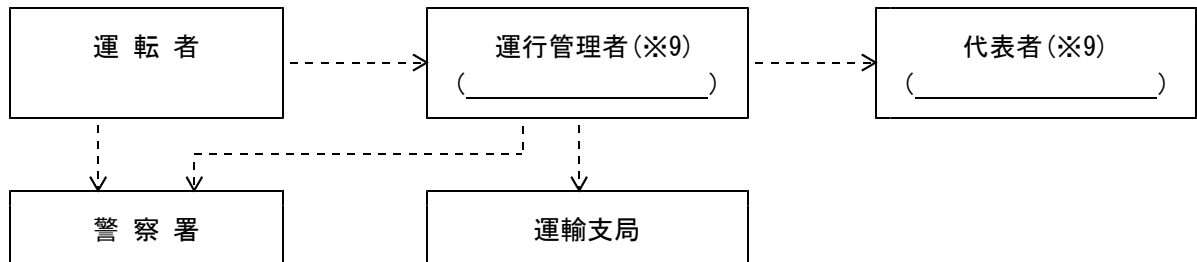
① 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※8）； _____箇月以内） ・ 無
- ・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無
 有 ・ 無

② 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定
 有（実施時期（※8）； _____箇月以内） ・ 無
- ・ 積載量確認方法
 計量器による（※どのような計量器か具体的に記載： _____）
 運送依頼票による

③ 事故処理連絡体制



- (※1) 補助者を選任するときは記載する。
- (※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。
- (※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。確保済み、予定共に記入する。
- (※4) 確保予定年月日には具体的な日付けを記載する。
- (※5) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。
- (※6) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。
- (※7) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）
- (※8) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載する。
- (※9) () 内に連絡先の電話番号を記載する。

○苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： _____ （役職等： _____）
苦情処理担当者 氏名： _____ （役職等： _____）

○適用する運送約款（※該当する□欄にレ印を記入する。）

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準霊きゆう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を設定する。（※別途認可が必要となります。）

- 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 : _____人 確保予定人員 : _____人

- 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画 (労使協定の締結予定の有無 有・ 無)

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当りの 乗務日数	運転時間			休息期間 勤務と勤務の間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合にあっては、確保予定年月日の具体的な日付けを記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

事業開始に要する資金及び調達方法

1. 事業開始に要する資金

項目	金額	明細
人件費		
役員報酬		月額 _____ 円 × 2ヶ月分
給与		
運転手		_____ 人 × 月額 _____ 円 × 2ヶ月分
運行管理者		_____ 人 × 月額 _____ 円 × 2ヶ月分
整備管理者		_____ 人 × 月額 _____ 円 × 2ヶ月分
その他		_____ 人 × 月額 _____ 円 × 2ヶ月分
手当		
運転手		_____ 人 × 月額 _____ 円 × 2ヶ月分
運行管理者		_____ 人 × 月額 _____ 円 × 2ヶ月分
整備管理者		_____ 人 × 月額 _____ 円 × 2ヶ月分
その他		_____ 人 × 月額 _____ 円 × 2ヶ月分
賞与		給与月額 × 1回給与の _____ ケ月分 × 支給回数 _____ 回 × 1 / 6
法定福利費		
健康保険料		(役員報酬+給与+手当) × 事業主負担率 _____ / 1000 + 賞与 × 事業主負担率 _____ / 1000
厚生年金保険料		(役員報酬+給与+手当) × 事業主負担率 _____ / 1000 + 賞与 × 事業主負担率 _____ / 1000
雇用保険料		(給与+手当+賞与) × 事業主負担率 _____ / 1000
労災保険料		(給与+手当+賞与) × 事業主負担率 _____ / 1000
厚生福利費		給与、手当、賞与の 2% を見込む
燃料費		月間総走行キロ _____ km ÷ 当たり走行キロ _____ km × 当たり単価 _____ 円 × 2ヶ月分
油脂費		燃料費 3% を見込む
修繕費		
外注修繕費		1両月額 _____ 円 × 2ヶ月分 × _____ 両
自家修繕費・部品費		1両月額 _____ 円 × 2ヶ月分 × _____ 両
タイヤチューブ費		月間 _____ 本使用 × 本 _____ 円 × 2ヶ月
車両費		
購入費		分割の場合、頭金及び6ヶ月分の割賦金。一括払いの場合は取得価格。
リース料		リース料の6ヶ月分
施設購入・使用料		土地、建物の購入費(分割の場合、頭金及び6ヶ月分の割賦金。一括払いの場合は取得価格。)又は賃借料の6ヶ月分
什器・備品費		取得価格
施設賦課税		別掲(自動車税、自動車重量税の1年分、自動車取得税)
保険料		別掲(自賠責保険、任意保険等の1年分)
登録免許税	120,000	
その他		旅費、会議費、水道・光熱費、通信・運搬費、図書・印刷費、広告宣伝費等の2ヶ月分
合計		事業開始に要する資金の合計
自己資金額		自己資金額の合計 (※様式3-2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証より転記)

別掲の内訳

事業用自動車の施設賦課税・保険料							
最大積載量	車両総重量	取得価格等	自動車税	重量税	取得税	自賠責保険料	任意保険料等
合 計							

※任意保険等の対人賠償額について（※該当する口欄にレ印を記入する。）

無制限のものを計上

無制限以外のものを計上

2. 資金の調達方法及び調達資金の挙証

項 目	申請事業充当額
預 貯 金 額	
その他流動資産 (内現金額)	()
そ の 他	
自己資金額 (調達資金合計) ※様式 3 - 1 の自己資金額	

様式 4

推定による一年間の取扱貨物の種類及び数量並びにその算出の基礎

稼働日数		月間	日・年間	日
輸送品目				
年間輸送トン数				
輸送区間				
一回	走行キロ			
	実車キロ			
	空車キロ			
車両の積載量				
車体の形状				
一両当たり	一日の運行回数			
	一日の輸送トン数			
	年間の走行キロ			
車両数				
年間の走行キロ				
総輸送トン数				
総走行キロ				

運輸支局長
殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、事業用自動車等連絡書提出の準備が調いましたので報告いたします。

1. 運行管理者・整備管理者の選任届について

- 運行管理者 平成 年 月 日提出済。
- 整備管理者 平成 年 月 日提出済。

	氏 名	氏 名
運行管理者		
整備管理者		

- 最低車両数の規定を受けない事業者。（霊柩・一般廃棄物・島しょ）
※ 該当するものに○印を付ける。

2. 運転者の雇用について

以下のとおり運転者を雇用しました。

	運転者氏名		運転者氏名		運転者氏名
1		6		11	
2		7		12	
3		8		13	
4		9		14	
5		10		15	

3. 社会保険等について

以下のとおり、加入義務者全員が加入しました。

	加入年月日	加入人員	左の加入人員のうち運転者数
労働災害保険	平成 年 月 日	—	—
雇用保険	平成 年 月 日		
健康保険・厚生年金保険	平成 年 月 日		

- 加入義務なし（ 名）

加入義務がない理由

[]

4. 事業用自動車等連絡書の提出について

車両一覧表

	登録番号又は車台番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※車両一覧表について

- ・計画車両の全てを記入して下さい。
- ・連絡書は、一括して提出することを原則としますが、複数回に分けて提出を行う場合は、備考欄に連絡書の提出予定時期を記入して下さい。

添付書類

- ・運行管理者・整備管理者選任届（写）
- ・選任運転者の運転免許証（写）（ただし、許可申請時に運転免許証の写を提出していて、その内容に変更がない者については不要。）
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。

関東運輸局長

殿

住 所
氏名又は名称
代表者名
電話番号

一般（特定）貨物自動車運送事業の運輸開始届出書

平成 年 月 日付け 第 号により許可になった一般（特定）貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸を開始したので届出いたします。

車両一覧表

	登録番号	最大積載量	車体の形状	所属営業所	備考
1		kg			
2		kg			
3		kg			
4		kg			
5		kg			
6		kg			
7		kg			
8		kg			
9		kg			
10		kg			

- ・ 一般自動車損害保険（任意保険等）の加入状況
 - 対人賠償額無制限の保険に加入しました。
- ・ 社会保険加入状況
 - 労働保険（労災、雇用）、社会保険（健康保険、厚生年金）とも加入済み。

添付書類

- ・ 法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等にあつては登記事項証明書
- ・ 労働保険/保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）など社会保険等に加入した員数がわかるもの。（※上記の社会保険等加入状況欄にチェックがあり、既に参加した員数がわかる書類を提出済みの場合は、添付書類の提出は不要です。）
- ・ 一般自動車損害保険（任意保険）の保険証の写等保険内容の確認できる書面
- ・ 事業用自動車の車検証（写）

関東運輸局長

殿

譲渡人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

譲受人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

連絡担当者
連絡先

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの終了届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって認可のあった一般貨物自動車運送事業の譲渡し譲受けは下記のとおり終了したので、貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項の規定により届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

譲渡人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

譲受人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

2. 届出事項

一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けが終了

3. 届出事由の発生の日

平成 年 月 日 譲渡し及び譲受けを終了

4. 一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額 無制限 の任意保険等 （平成 年 月 日に加入しました）

5. 社会保険加入状況

労働災害保険 （平成 年 月 日に加入しました）

雇用保険 （平成 年 月 日に加入しました）

健康保険・厚生年金保険 （平成 年 月 日に加入しました）

6. 添付書類

- ・ 法人の設立があったときは、登記事項証明書
- ・ 労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）
- ・ 事業用自動車の一覧表又は車検証（写）

関東運輸局長

殿

氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

連絡担当者
連絡先

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併の終了届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって認可のあった一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併は下記のとおり終了したので、貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項の規定により届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

合併法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

被合併法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

2. 届出事項

一般貨物自動車運送事業の合併が終了

3. 届出事由の発生の日

平成 年 月 日 合併を終了

4. 一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額 無制限 の任意保険等 （平成 年 月 日に加入しました）

5. 社会保険加入状況

労働災害保険 （平成 年 月 日に加入しました）

雇用保険 （平成 年 月 日に加入しました）

健康保険・厚生年金保険 （平成 年 月 日に加入しました）

6. 添付書類

- ・登記事項証明書
- ・労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）
- ・事業用自動車の一覧表又は車検証（写）

関東運輸局長

殿

分割法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

承継法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

連絡担当者
連絡先

一般貨物自動車運送事業者たる法人の分割の終了届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって認可のあった一般貨物自動車運送事業者たる法人の分割は下記のとおり終了したので、貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項の規定により届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

分割法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

承継法人 氏名又は名称
住 所
代表者の氏名

2. 届出事項

一般貨物自動車運送事業の分割が終了

3. 届出事由の発生の日

平成 年 月 日 分割を終了

4. 一般自動車損害保険（任意保険）の加入状況

対人賠償額 無制限 の任意保険等 （平成 年 月 日に加入しました）

5. 社会保険加入状況

労働災害保険 （平成 年 月 日に加入しました）

雇用保険 （平成 年 月 日に加入しました）

健康保険・厚生年金保険 （平成 年 月 日に加入しました）

6. 添付書類

- ・ 法人の設立があったときは、登記事項証明書
- ・ 労働保険／保険関係成立届（写）、（健康保険・厚生年金保険）新規適用届（写）
- ・ 事業用自動車の一覧表又は車検証（写）

関東運輸局長

殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

申請者

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印又は署名